

大津市企業局公募公告

ETCカードの使用に関する請負契約の相手方を募集するので、次のとおり公告する。

令和8年1月26日

大津市公営企業管理者

南堀 弘

1 公募に付する事項

(1) 件名

ETCカードの使用に関する請負契約

(2) 概要

大津市企業局が所管する車両が、有料道路等を利用する際に使用するETCカードの契約相手方を公募するもの。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(ただし、本業務期間は60か月を予定している。)

2 参加申込資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社

等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視し得る関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視し得る関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当

することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 参加申込書の提出期限及び場所

- (1) 申込先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市企業局企業経営部企業総務課（大津市役所新館5階）

- (2) 提出期限

令和8年2月9日（月曜日）午後5時00分まで

なお、受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。以下同じ。）とする。

- (3) 提出方法

(4)の書類の提出は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、一般書留又は簡易書留により、大津市役所内郵便局へ局留扱いで(2)の提出期限内に到着するように郵送するものとする。

また、郵便事故等については参加申込者のリスク負担とする。

- (4) 提出する書類

ア 公募参加申込書及び誓約書（以下「参加申込書」という。）

（※くじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。）

イ 役員名簿

ウ 登記事項証明書（発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。）

- (5) 書類作成に係る費用は、参加申込者の負担とする。

- (6) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

- (7) すべての提出書類は返却しない。

4 契約者の決定

前項の提出期限内に参加申込みを行い、募集要件を満たすものを契約者として契約する。なお、申込みが複数者あった場合、抽選により契約の相手方を決定することとする。

抽選方法

別記「くじによる契約者決定の方法」のとおりとする。

5 閲覧について

仕様書及び提出書類の様式については大津市企業局のホームページに公表するとともに、大津市企業局企業経営部企業総務課の窓口での閲覧に供する。

閲覧期間

令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月9日（月曜日）までの午前9時00分から午後5時00分までとする。

6 参加申込無効の要件について

次の各号の1に該当する参加申込みは無効とする。

- (1) 応募要件を満たすと認められない者が、参加申込書を提出したとき。
- (2) 委任状を提出しない代理人が、参加申込書を提出したとき。
- (3) 参加申込書に必要事項が記載されていないとき。
- (4) 参加申込書中の訂正箇所について訂正印のないとき。
- (5) 参加申込書中の誤字、脱字等により意思表示が不明確なとき。
- (6) 同一の参加申込者が、2通以上参加申込書を提出したとき。
- (7) 参加申込書が、3の(2)の提出期限までに到達しなかったとき及び3の(3)の郵便の方法より提出されなかったとき。
- (8) 3の(4)の必要書類の提出を欠いたとき。
- (9) その他参加申込みに関する条件に違反したとき。

7 契約書作成の要否及び契約条項について

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書（案）のとおりとする。

8 問い合わせ先

大津市企業局企業経営部企業総務課（大津市役所新館5階） 担当：羽山

大津市御陵町3番1号

電話番号：077-528-2601